

令和5年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査について（概要）

目的：教育委員会に対して学校の働き方改革のための取組状況を調査し、市区町村別の公表等や取組事例の展開を通じて、働き方改革の取組を一層促進する
対象：全国の都道府県・市区町村教育委員会等（調査時点：令和5年10月1日）

「3分類」に係る取組状況

「3分類」に係る具体的な取組の実施状況

- いわゆる「3分類」¹に係る取組状況については、**全体的に順調に取組が進んでいるが、地方自治体間の取組状況の差も見られる。**
- 14項目の中でも、「登下校に関する対応」、「学校徴収金の徴収・管理」、「授業準備」については、**昨年度から全体で5ポイント以上伸びている。**
- 特に、「学校徴収金」と「授業準備」については、都道府県・政令市・市区町村の**すべての主体において、5ポイント以上伸びており、改善の機運が高まっている様子**が見られる。

1. 学校・教師が担う業務に係る役割分担・適正化のための「3分類」。具体的な項目は右表のとおり。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応	⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等)	⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等)
②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等)	⑩授業準備 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
③学校徴収金の徴収・管理	⑦校内清掃 (輪番、地域ボランティア等)	⑪学習評価や成績処理 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
④地域ボランティアとの連絡調整	⑧部活動 (部活動指導員等)	⑫学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等)
		⑬進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等)
		⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (専門スタッフとの連携・協力等)

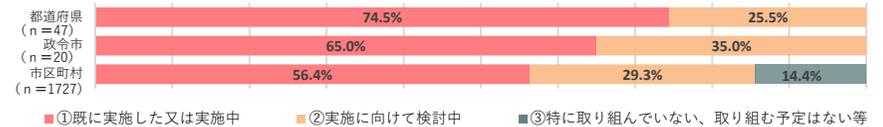
緊急提言を踏まえた対応状況

- 緊急提言を踏まえ、教育委員会が特に優先的に取り組むとした項目は、都道府県、政令市、市区町村ともに「部活動」**
(例：全ての部活動に部活動指導員を配置) **が最上位**であった。
その他、**3割超の回答率**となったのは、以下のとおりである。
- 「調査・統計等への回答」(例：学校現場への文書半減プロジェクト)
 - 「学習評価や成績処理」(例：AI採点システムの導入)
 - 「学校徴収金の徴収・管理」(例：県全体での給食費公会計化に向けた支援)
 - 「支援が必要な児童生徒・家庭への対応」(例：多言語翻訳機能を取り入れたWEB連絡システムの導入)

都道府県	1位：部活動	2位：調査・統計等への回答	3位：学習評価や成績処理
政令市	1位：部活動	1位：学習評価や成績処理	3位：学校徴収金の徴収・管理
市区町村	1位：部活動	2位：支援が必要な児童生徒・家庭への対応	3位：地域ボランティアとの連絡調整

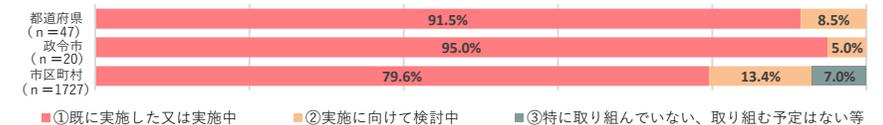
授業時数の点検

- 授業時数の点検については、**都道府県・政令市においてはすべての教育委員会で「既に実施した又は実施中」あるいは「実施に向けて検討中」となっているが、市区町村では、約1割強の教育委員会が「特に取り組んでいない、取り組む予定はない等」**の状況となっている。



学校行事の精選・重点化

- 学校行事については、**全国的に精選・重点化が進められており、都道府県・政令市においてはすべての教育委員会で「既に実施した又は実施中」あるいは「実施に向けて検討中」となっているが、市区町村では、1割弱の教育委員会が「特に取り組んでいない、取り組む予定はない等」**の状況となっている。



客観的な方法での在校等時間の把握

- 緊急提言等を踏まえ、公平な「見える化」に向けた基盤である客観的な在校等時間の把握の現状については、88.5%の教育委員会において、域内すべての小学校・中学校・高等学校等で客観的な在校等時間の把握が適切に行われていることが確認できた。
- 客観的な在校等時間の把握が適切に行われ、働き方改革の促進にしっかりとつながるよう、引き続き丁寧なフォローアップを実施予定。

令和5年度 教育委員会における
学校の働き方改革のための取組状況調査
【結果概要】



令和5年12月



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1	調査概要	4
2	調査項目	5
3	結果概要	
	(1) 「3分類」に係る取組状況	6
	• 基本的には学校以外が担うべき業務	7
	• 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	8
	• 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務	9
	(2) 緊急提言を踏まえた対応状況①	
	• 特に優先的に取り組む項目	10
	(3) 取組事例	
	• 登下校に関する対応に係る取組事例	12
	• 学校徴収金の徴収・管理に係る取組事例	13
	• 地域ボランティアとの連絡調整に係る取組事例	14
	• 調査・統計等への回答等に係る取組事例	15
	• 部活動に係る取組事例	16
	• 授業準備に係る取組事例	17
	• 学習評価や成績処理に係る取組事例	18
	• 支援が必要な児童生徒・家庭への対応に係る取組事例	19
	(4) 緊急提言を踏まえた対応状況②	
	• 授業時数の点検	20
	• 学校行事の精選・重点化	21
	• 学校宛ての調査や通知・事務連絡の把握	22
	(5) 客観的な方法での在校等時間の把握	23
4	国としての今後の取組	24

1 調査目的・趣旨

- 平成28年度から調査開始。中央教育審議会答申¹を踏まえ令和元年度に全面的にリニューアル。各教育委員会や学校における働き方改革の進捗状況を明確にし、**市区町村別の公表や取組事例の展開等を通じて、働き方改革の取組を促す**ことを目的とするもの。
- 今年度については、例年同様の「**学校・教師が担う業務に係る3分類**」のフォローアップに加え、令和5年8月の中央教育審議会特別部会緊急提言²において**フォローアップの必要性が指摘された事項**を中心に調査を実施。

2 調査基準日

令和5年10月1日時点

3 調査対象

- 学校（公立の幼稚園～高等学校）の教職員のサービス監督をする**全ての教育委員会等**※
（47都道府県教育委員会、20指定都市教育委員会、1728市区町村教育委員会・事務組合等）
※以下「教育委員会」とする。
- **それぞれ所管している各学校に対する取組状況について回答**
（例：都道府県教育委員会は主に高等学校・特別支援学校等、政令市・市区町村教育委員会は主に幼稚園・小学校・中学校等）

4 回答数

全ての教育委員会等 計1795

1. （答申）新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（平成31年1月25日 中央教育審議会）
2. 教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）～教師の専門性の向上と持続可能な教育環境の構築を目指して～（令和5年8月28日 中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会）

3つの調査項目について、全ての教育委員会に対して調査を実施。



具体の取組の 実施状況

- 「3分類」に係る業務の役割分担・適正化のために必要な取組の進捗状況を調査
- 「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」を踏まえた取組状況や今後の予定についてを調査



取組事例

- 各教育委員会や学校における働き方改革推進のための具体の取組事例
- 学校の状況や取組内容等を取材・分析し、全国へ事例を展開



客観的な方法での 在校等時間の把握

- 教師の在校等時間¹について、客観的な方法で把握しているかを調査



1. 在校等時間：「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に定める在校等時間

- いわゆる「3分類」（※1）に係る取組状況については、全体的に順調に取組が進んでいるが、地方自治体間の取組状況の差も見られる。
- 14項目の中でも、「登下校に関する対応」、「学校徴収金の徴収・管理」、「授業準備」については、昨年度から全体で5ポイント以上伸びている。
- 特に、「学校徴収金」と「授業準備」については、都道府県・政令市・市区町村のすべての主体において、5ポイント以上伸びており、改善の機運が高まっている様子が見られる。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整	⑤調査・統計等への回答等 （事務職員等） ⑥児童生徒の休み時間における対応 （輪番、地域ボランティア等） ⑦校内清掃 （輪番、地域ボランティア等） ⑧部活動（部活動指導員等）	⑨給食時の対応 （学級担任と栄養教諭等との連携等） ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫学校行事の準備・運営 （事務職員等との連携、一部外部委託等） ⑬進路指導 （事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

基本的には学校以外が担うべき業務

取組内容 ▲ : R4調査に比べて5%以上増加している項目 ★ : 実施率が80%以上の項目	都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1728)	総計 (n=1795)
①登下校時の対応は、 学校以外の主体 （地方公共団体、教育委員会、保護者、スクールガード・リーダー、地域人材等）が中心に対応している	31.9% ▲	★85.0%	66.8% ▲	66.1% ▲
②放課後から夜間等における見回り、児童生徒が補導された時の対応は、 学校以外の主体 （地方公共団体、教育委員会、保護者、地域人材等）が中心に対応している	21.3%	35.0% ▲	29.7%	29.5%
③ 学校徴収金（給食費を含む）の徴収・管理 は、公会計化または 教師が関与しない方法 で徴収・管理又は 地方公共団体や教育委員会 で徴収・管理等を行っている	66.0% ▲	50.0% ▲	44.7% ▲	45.3% ▲
④ 地域人材等との連絡調整 は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、 地域学校協働活動推進員（社会教育法第9条の7）等の学校以外の主体 が中心に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している	29.8%	65.0%	48.0%	47.7%

※各取組について、【a:既に実施した又は実施中】【b:実施に向けて検討中】【c:特に取り組んでいない、取り組む予定はない】【d:学校種の性質上、検討する余地がない】のうち一つを選択しており、そのうち【a:既に実施した又は実施中】を選んだ自治体の割合を「実施率」としている。

学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務

取組内容	★ : 実施率が80%以上の項目 ▲ : R4調査に比べて5%以上増加している項目		都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1728)	総計 (n=1795)
	⑤学校における調査・統計への回答等は、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に関わるもの以外の調査については、 事務職員等 が中心となって回答するよう各学校に促している	34.0%	▲	65.0%	▲	39.8%
⑥児童生徒の休み時間における対応は、 地域人材等 の協力を得ている	6.4%		40.0%	▲	5.5%	5.9%
⑦校内清掃は、 地域人材 の協力を得ることや 民間委託等 をしている	27.7%		65.0%	▲	17.4%	18.2%
⑧部活動について、 部活動指導員 をはじめとした外部の人材の参画を図っている	★100%		★100%		72.2%	73.2%

※各取組について、【a:既に実施した又は実施中】【b:実施に向けて検討中】【c:特に取り組んでいない、取り組む予定はない】【d:学校種の性質上、検討する余地がない】のうち一つを選択しており、そのうち【a:既に実施した又は実施中】を選んだ自治体の割合を「実施率」としている。

教師の業務だが、負担軽減が可能な業務

取組内容	★ : 実施率が80%以上の項目 ↑ : R4調査に比べて5%以上増加している項目			
	都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1728)	総計 (n=1795)
⑨給食時は、栄養教諭等と連携するほか、地域人材の協力を得ている	31.9%	55.0%↑	21.3%	21.9%
⑩授業準備について、教師をサポートする支援スタッフの参画を図っている	78.7%↑	★100%	74.5%↑	74.9%↑
⑪学習評価や成績処理の補助的業務について、教師をサポートする支援スタッフの参画を図っている	46.8%↑	★80.0%	41.8%	42.4%
⑫学校行事等の準備・運営について、地域人材の協力を得たり、外部委託を図ったりするなど、負担軽減を図るよう学校に促している	66.0%↑	★90.0%	52.4%	53.2%
⑬進路指導のうち、就職先の情報収集等について、事務職員や支援スタッフ等の参画・協力を進めている	★91.5%	60.0%↑	10.1%	12.8%
⑭支援が必要な児童生徒等・家庭への対応について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育等の専門人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている	★100%	★100%	★97.5%	★97.5%

※各取組について、【a:既に実施した又は実施中】【b:実施に向けて検討中】【c:特に取り組んでいない、取り組む予定はない】【d:学校種の性質上、検討する余地がない】のうち一つを選択しており、そのうち【a:既に実施した又は実施中】を選んだ自治体の割合を「実施率」としている。

－特に優先的に取り組む項目－

- 中教審緊急提言別添「3分類に基づく14の取組の実効性を確保するための各主体による「対応策の例」」を踏まえ、教育委員会が特に優先的に取り組むとした項目は以下のとおり。
- 都道府県、政令市、市区町村ともに「部活動」が最上位であった。その他、3割超の回答率となったのは、「調査・統計等への回答」「学習評価や成績処理」「学校徴収金の徴収・管理」「支援が必要な児童生徒・家庭への対応」となった（詳細は次頁）。

都道府県 (n=47)	1位	2位	3位
	部活動 (59.6%)	調査・統計等への回答等 (44.7%)	学習評価や成績処理 (29.8%)
政令市 (n=20)	1位	1位	3位
	部活動 (40.0%)	学習評価や成績処理 (40.0%)	学校徴収金の徴収・管理 (30.0%)
市区町村 (n=1728)	1位	2位	3位
	部活動 (68.5%)	支援が必要な 児童生徒・家庭への対応 (33.3%)	地域ボランティアとの連絡調整 (20.0%)

教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）～教師の専門性の向上と持続可能な教育環境の構築を目指して～ (令和5年8月28日 中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会)

(1) 「学校・教師が担う業務に係る3分類」を徹底するための取組

- 「学校・教師が担う業務に係る3分類」※については、その取組が一定程度進捗してきているものの、地方自治体・学校間の取組状況に差がある。このため、国、都道府県、市町村、各学校など、それぞれの主体がその権限と責任に応じて役割を果たすことができるよう、本特別部会として、3分類に基づく14の取組の実効性の向上のため、各主体の具体的な役割も含め整理した「対応策の例」（別）を取りまとめた。具体的な対応策の好事例を横展開し、それぞれの主体において、「対応策の例」をもとに、3分類に基づく14の取組の徹底を図る必要がある。

（略）国は、それぞれの主体が令和6年度に向けて適切に対応策を講じているかどうかについて、「令和5年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」を通じて客観的にフォローアップし、教育委員会及び学校における具体的な取組の促進を図る必要がある。

※ 学校における働き方改革答申において、「基本的には学校以外が担うべき業務」、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」、「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3つに整理

- 特に優先的に取り組む項目 -

【問】次に掲げる取組状況について、「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」の別添「3分類に基づく14の取組の実効性を確保するための各主体による『対応策の例』」を踏まえて、新たな取組に着手、または、令和6年度に向けた計画的な準備に取り組む予定がある項目の中で、特に優先的に取り組むものを2つ選択してください。

3 分類 14 項目	都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1728)	
登下校に関する対応	2.1%	⑤ 15.0%	6.1%	→ P.12へ
放課後から夜間などにおける見回り、 児童生徒が補導された時の対応	4.3%	0%	2.6%	
学校徴収金の徴収・管理	2.1%	③ 30.0%	④ 15.9%	→ P.13へ
地域ボランティアとの連絡調整	0%	5.0%	③ 20.0%	→ P.14へ
調査・統計等への回答等	② 44.7%	④ 25.0%	⑤ 14.5%	→ P.15へ
児童生徒の休み時間における対応	0%	5.0%	1.3%	
校内清掃	0%	10.0%	2.7%	
部活動	① 59.6%	① 40.0%	① 68.5%	→ P.16へ
給食時の対応	0%	0%	1.3%	
授業準備	⑤ 17.0%	⑤ 15.0%	12.7%	→ P.17へ
学習評価や成績処理	③ 29.8%	① 40.0%	11.2%	→ P.18へ
学校行事の準備運営	12.8%	0%	9.2%	
進路指導	4.3%	5.0%	1.0%	
支援が必要な児童生徒・家庭への対応	④ 23.4%	10.0%	② 33.3%	→ P.19へ

上位5位までの項目に係る
具体的な取組内容は以下にて紹介

登校時刻の見直し

(岡山県和気町立和気小学校、佐伯小学校、本荘小学校)

もともと教師の勤務時間前から児童が登校をしてきていたことが課題であったが、町教委のイニシアティブによって、町内一斉に児童の登校時刻を8時頃に統一。本荘小学校では、従来教師が担っていた登校指導も、PTAや学校運営協議会と協議し、教師が行わないこととした。

どのような課題がありましたか？

先生



- 子供たちの安全面を考慮し、担任等は7:20には出勤をしていました。登校指導がある日にはさらに早く出勤をしなければならず、大きな負担を感じていました。

登校時刻を見直したことでどんな成果がありましたか？

校長先生



- 先生方の出勤時刻に変化があり、1日10分以上ゆとりをもって出勤できるようになりました。
例：本荘小 R4:7:50→R5:8:01
(11分改善し8時台に)

先生



- 朝の時間にゆとりができ、登校指導も地域の方に行っていただけで、授業準備や教室で児童を迎える時間に充てるできるようになりました。

取組を始める際、反発などはありましたか？

校長先生



- 保護者の方からのご意見が心配でしたが、PTAや学校運営協議会と丁寧に協議をしたことや、町内一斉にスタートしたことによって、保護者にとっても受け入れやすかったのだと思いました。

警察との連携による登下校に関する対応の工夫

(兵庫県西宮市立夙川小学校)

登校時刻を教師の勤務開始時刻に合わせることで負担軽減を図るとともに、教師が余裕をもって児童を迎えられるようにした。一般車両の通行について地域に啓発を依頼し、警察に信号の長さの調整をしてもらって、安全に登校できるようにした。

取組実施の背景は何でしょうか？

校長先生



- 教師の出勤後に児童を迎えることが、子供の安全・安心のためにも教師の負担軽減にもなると考えました。しかし、登校時刻を遅らせて短時間にたくさんの児童が登校するとなれば、特に交差点など安全面への配慮も必要であると思い、地域や警察への働きかけを行いました。

警察との連携はどのように行われましたか？

校長先生



- 警察に依頼し、朝の時間のみ歩行者の信号機の青の時間を長くしていただくよう調整していただきました。短時間にたくさんの児童が登校するようになっても、これまでと変わらず、児童が安全に登校ができるよう改善を図ることができました。

登校の様子はどのように変わりましたか？

先生



- 我が子を保育所に送ってから余裕を持って出勤し、学級の児童を教室で迎えられるようになりました。
- 登校前に準備や打合せができるようになりました。
- 教師の出勤後に児童を迎えることに保護者や地域が理解してくださり、働き方改革の啓発につながりました。

県全体での給食費公会計化に向けた支援

(熊本県教育委員会)

県立学校について令和5年度より学校給食費を公会計化。学校徴収金に係るシステムや分掌も見直し、適正化・効率化を行った。また、市町村においても給食費の公会計化が進むよう、ノウハウ共有をはじめとした必要な支援を県教委が行っている。

取組実施の背景は何でしょうか？

学校・
教育委員会



- 学校徴収金に係る徴収・管理等の会計事務について、学校毎に運営方法・担当する教職員が異なることで異動のたびに学校のやり方に慣れる必要があるとの声があり、課題を感じていました。

どのように学校徴収金業務を見直しましたか？

教育委員会



- 給食費公会計化とともに学校徴収金に係る徴収・管理を一括管理できるシステムを導入し、県立学校の学校徴収金取扱要項（マニュアル）を見直すことで、運営方法を一元化しました。
- 教師が担っていた学校徴収金業務を、事務職員がまとめて引き受けるよう、事務を移管しました。

市町村にはどのように支援していますか？

教育委員会



- 市町村向けの各種会議等で県立学校における給食費公会計化の説明やQ&Aを提供し、県全体として公会計化を推進しています。
- 市町村に給食費公会計化に向けた意向調査を行った上で、導入段階に応じた個別支援を行っています。

学校徴収金の公会計化

(岐阜県下呂市教育委員会)

補助・学習用教材等の購入のために徴収・管理していた学校徴収金を公会計化し、学校で徴収・督促等の事務を行わないようにした。

取組実施の背景は何でしょうか？

学校・
教育委員会



- 学校徴収金に係る徴収・管理等の会計事務については、教職員の負担感が非常に高い状態でした。
- 令和4年度に学校給食費が公会計化されたことをきっかけに学校における会計事務の一元化に向け、教材費等の学校徴収金に関しても、学校の事務負担・保護者の振込手数料の軽減等を目的に公会計化しました。

公会計化により学校はどのように変化しましたか？

教育委員会



先生



- 学校徴収金事務について教育委員会が一括して行うようになり、学校では補助・学習用教材等に係る現金徴収や購入に係る会計事務がなくなりました。
- 教師の事務負担軽減に繋がり、本来業務に専念できる時間が増えました。また、現金を取り扱う不安も軽減され、負担感も解消されました。

事務負担軽減以外に公会計化の効果はありましたか？

教育委員会



- 債権者が明確（下呂市）となり、公金振替が可能になることで、就学援助費等の扶助費の充当ができるようになりました。
- 金融機関への振替手数料の保護者負担分が軽減されました。

学校と地域の協働による「くんねっぷ学」の推進

くんねっぷ
(北海道訓子府町教育委員会)

町内の学校で1つの学校運営協議会を設置し、コーディネーターを教育専門員（退職校長）が担っている。この仕組みを活用して、教育活動を学校と地域の協働で進めていく「くんねっぷ学」を推進している。取組の実施にあたっては、個人の協力者や地域の企業等に「スクールサポーター（学校応援団）」として登録いただき、コーディネーターの連絡・調整によって、各学校の希望に応じた講師が派遣されている。

どのような背景から始まった取り組みですか？

- 教育委員会**
- 地域全体で訓子府町の子供の成長を支えることで、学校の先生方のサポートにも貢献できると考え、地域と学校が一体となって将来のまちづくりを担う人材の育成に取り組んでいくために、平成31年4月に学校運営協議会を設置しました。

学校運営協議会はどういった方々が参画しているのですか？

- 校長先生**
- 保護者やサポーター、町内会連絡協議会、町商工会の代表や町内のこども園の園長、高等学校長など、18名で構成しており、年間3回程度開催しています。

「くんねっぷ学」はどんなことをしているのですか？

- コーディネーター**
- サポーターが各学校の希望に応じて、出前授業やスキーマの授業の補助、企業訪問の受け入れなどを行っています。
- 先生**
- 専任のコーディネーターがいてくれることで、地域の専門的な知識のある方との連携・協働による授業などを私自身の追加の負担とならない形で行うことができ、子供たちの学びも深まり一石三鳥です。

地域と学校の連携を円滑にする人的支援の強化

むなかた
(福岡県宗像市教育委員会)

学校・家庭・地域の総掛かりで社会の担い手、未来の創り手となる子供を育てていく体制として、学校運営協議会や地域学校協働活動を活用。地区単位で配置され広域的な連絡・調整を担う地域学校協働活動推進員と学園（※）内で地域連携を推進する学園コーディネーターが連携・協働することで、教師の負担を軽減し、円滑に地域連携が実施されている。

※宗像市では、同じ中学校区にある小中学校を1つの「学園」として、小中一貫教育を実施。

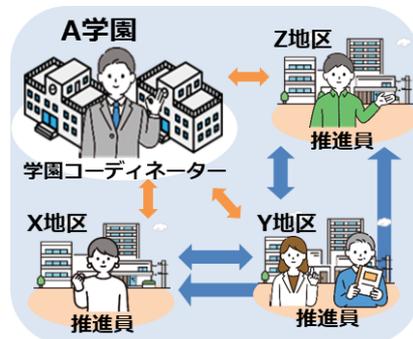
地域学校協働活動推進員が具体的にやっていることは？

- 推進員**
- 学園の窓口となっている学園コーディネーターと連携し、各学校や地域のニーズを取りまとめ、それぞれに応じた人材募集から派遣、活動の企画・運営を行っています。

どのような成果や効果が見られましたか？

- 教育委員会**
- 地域学校協働活動推進員が広域的に活躍することで、地域ボランティアが学校区の垣根を越えた活動に参加する機会や各地区の役員、各校のPTA役員が情報交換を行う機会が増加するなど、地域間の交流が活発になりました。

- 先生**
- 子供たちが地域の方々と関わりながら学ぶ機会が増えたことで、今求められている資質・能力を育む活動ができるようになりました。様々な連絡調整を担っていただいている、地域学校協働活動推進員と学園コーディネーターには助けをいただいております。



地域学校協働活動推進員が複数人で連携して1つの学園に対応

学校現場への文書半減プロジェクト（山梨県教育委員会）

知事から県教育委員会に対して、学校現場における事務負担の抜本的な軽減に取り組むよう要請があったことを踏まえ、令和5年度より「学校現場への文書半減プロジェクト」として送付文書の仕分けを実施。県教育長が自ら文書の送付について最終判断をして、学校現場の文書事務の半減を目指している。

具体的にはどういった取組をしているのですか？

- 教育委員会**  学校現場への送付が念頭に置かれている全ての文書を県教育委員会が精査し、「学校に送る文書」、「グループウェア上でデータ共有する文書」、「学校に送らない文書」の3つに仕分けをしています。「学校に送らない文書」については、市町村教育委員会までは送付するものと、一切送付しないものとさらに仕分けを行っています。加えて、アンケートなどの調査物の取扱いについても実施方法や頻度、内容の見直しを進めています。

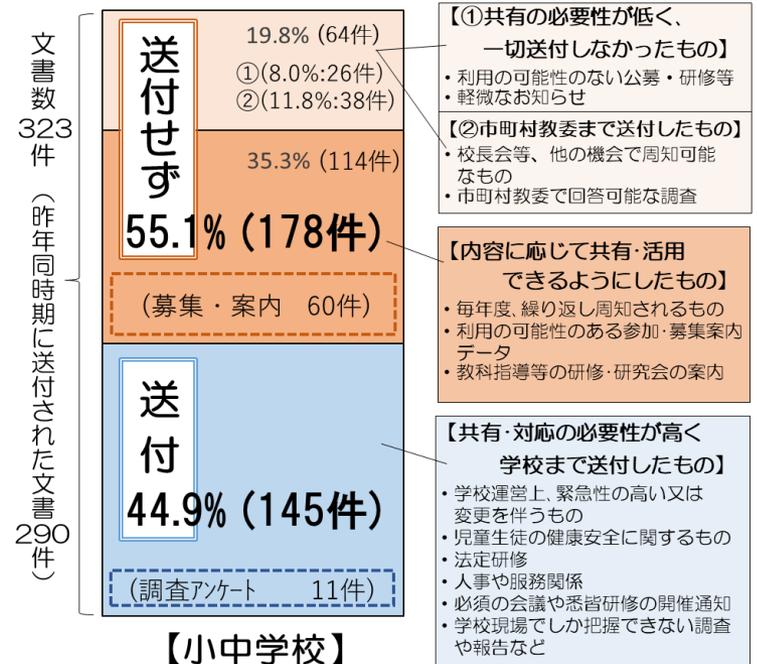
学校宛ての文書はどれくらい減りましたか？

- 教育委員会（県）**  これまで学校現場に送付していた文書を、小学校では前年度のおよそ半分を、県立学校では4割を削減できています。グループウェアによるデータを共有する仕組みの活用をさらに進めたこともいい効果が出ています。
- 教育委員会（市町村）**  県教育委員会が先頭に立って取組を進めてくれたことで、県内の市町村教育委員会においても、県の動きを受けた文書削減に向けた取組を進めるきっかけとなっています。

反響はいかがですか？

- 教育委員会**  教育長を先頭にプロジェクトを実施していることを、報道などでも多く取り上げていただき、他県からも注目をいただいています。学校現場からも好意的に受け止められており、この取組を機に働き方改革への意識も高まっていると感じています。
- 地道な取組ですが、学校や先生方の負担を少しでも軽減させ、子供たちと向き合う時間を増やせるよう引き続き取り組んで参ります。

県教委から小中学校への文書送付の状況（4月～6月）



全ての部活動に部活動指導員を配置

(鳥取県日南町教育委員会)

町内には中学校が1つあり、小規模ではあるものの6つの部活動が活動をしている。日南町教育委員会では、部活動指導員の配置を通して、学校の働き方改革を推進しており、令和5年度からは、全部活動に指導員を配置している。

「すべて」の部活動に指導員を配置した経緯はなんですか？

教育委員会



令和2年度から部活動指導員の配置をしており、はじめは、1つの部活動への配置からスタートしました。すぐ熱心な方に指導員を担っていただいたこともあり、学校現場からは他の部活動でも配置してほしいという強い要望などを受け、令和4年度に2つの部活動、今年度、すべての部活動と拡大してきています。

指導員配置に当たって苦労したことは何ですか？

教育委員会



保護者・地域の方や議会など、様々な関係の方のご理解・ご協力が必要でしたが、説明などを通して、学校の先生、そして子供たちのために必要であることをご納得いただけました。指導員を担っていただく方を探す際にも、大変な協力をいただきました。

すべてに配置したことの効果はいかがですか？

校長先生



先生が行う指導の時間を指導員さんをお願いできるとともに、技術的な指導も充実したことで生徒も喜び、大変助かっています。

先生



専門外の部活動の顧問を担当することになっても、指導・引率の面で専門的な指導力のある方がいることで、とても心強く心理的な負担も大変軽くなりました。

校長会発の部活動の活動時間の見直し

(宮城県白石市教育委員会、市内全中学校)

国の示す部活動ガイドラインよりもさらに踏み込んだ部活動の活動時間の基準が市校長会より提案され、令和5年度より、教育委員会もサポートしながら、市全体で取り組んでいる。

どういった基準ですか？

教育委員会



国が示しているガイドライン（週当たり2日以上 of 休養日の設定）の内容よりもさらに踏み込んだ「基準（平日3日のみ活動、週末1日）」の活動時間を市内の全中学校と共有し、働き方改革を強力に推進しています。

なぜ、この基準が作られたのですか？

校長先生



子供たちから、平日の放課後に生徒会等の活動をもっと充実させたいという声があり、そのためには部活動の活動日時を見直すことが必要であると考えました。
子供たちの声や先生方の働き方を踏まえ、一部の中学校では、令和3年度から活動時間を見直す実証実験を実施し、この取組を広げていきたいと思い、校長会から教育委員会へ市全体で取り組んでいくことを提案しました。

働き方改革を進める上でどういったことを大切にされていますか？

教育委員会



校長会の提案を受け、部活動は、教育的意義のある重要なものですが、その在り方について見直していくことも必要であるとの共通認識をもっています。
学校現場からの声を大切にすることが様々な取組を前に進めていく上では大変重要であると思うので、教育委員会としても、様々なサポートや現場を応援できるように支援していきたいと考えています。

教材等のデータでの蓄積と活用

(大阪府枚方市教育委員会・市内業務改善推進校)

市教育委員会や各学校で作成した授業の指導案や教材等を蓄積し閲覧可能にすることで、教材研究にかけていた時間の短縮と授業の質の向上を同時に実現。

校長先生 本校では各先生が作成した教材や児童の制作物の写真データを校内の共有フォルダに蓄積するようになっており、いつでも活用できるような状態になっています。

ICTを活用した教材共有の良さは何ですか？

若手の先生 初めて担当する学年の教材研究は、1から始めると大変ですが、先輩の作成された授業の取組がデータとして残っていると、それを参考に授業づくりを行うことができ、大変ありがたいです。

教育委員会 1人1台端末の活用を担当する課において、先生方が実践した授業の取組をデータ化し、教育委員会のポータルサイトに蓄積して、市内の先生方がいつでも活用できるよう整備しています。



どうしてポータルサイトを導入したのですか？

教育委員会 若手の先生に共通の悩み事として、教材研究が挙げられます。自分で悩みながら身に付けていくことも大切ですが、参考となる資料を見ることは、より良い授業づくりを支援するとともに業務効率化を図る観点から重要だと考え、各学校からアクセス可能なポータルサイトを導入しました。

日課表（時間割）への授業準備の位置付け

(鹿児島県鹿児島市立和田小学校)

日課表に授業準備の時間を位置付け、勤務時間内での時間を確保。その時間には、会議などを入れずに、学校全体で授業準備を行うことで、効率的・効果的に進めている。

取組をスタートしたきっかけは何ですか？

教育委員会 県教育委員会が示したプランを基に作成した本市「学校における業務改善アクションプラン」の中から、市の重点4項目として設定したのがきっかけで、その1つが授業準備を日課表に位置付けることでした。

日課表に授業準備を位置付けることでどんな効果がありましたか？

先生 これまで、授業準備の時間を後回しにしてしまっていたが、日課表に位置付けたことで、勤務時間の中で集中して取り組むことができている。

若手の先生 同じ時間に同学年の先生も授業準備をしているので、協力・分担して教材を作成するなど、効率的に取り組むことができるようになりました。

日課表の授業準備の時間は、先輩の先生も同じように教材研究をしているので、分からないことも聞きやすく、とても勉強になっています。

16:15	10	準備・移動	
	15:30	研究推進委 給食献立委 職員作業 企業委員会 教材研究	学年会
	16:45 (75)		
	30	職員研修 委員会議 心の教育推 進委	(生徒指導 関連職員連 結会) 企画委員会 教育相談 研究推進委 給食献立委 教材研究
	16:45	教材研究	教材研究

学校の取組について、教育委員会ではどう感じていますか？

教育委員会 学校が行う取組であっても、教育委員会として後押しできる工夫はたくさんあると思います。教育委員会が学校と一緒に働き方改革を進めていけるよう取り組んでいきたいと思っています。

通知表の所見欄を見直し3学期のみに

(香川県小豆島町教育委員会、町内全小中学校)

通知表の所見欄について、教師や保護者の意見を聞きながら、町内の4つの小学校、1つの中学校において在り方の見直しを行った。所見を書く頻度を全学期から3学期のみに変更したことで、教師の負担軽減につながっている。

取り組みをスタートしたきっかけは何ですか？

校長先生



- 町内の学校では、クラス替えを行わず持ち上がりで学年を担当すると、特に中学校では、同じ担任が9回所見を書くことが当たり前でしたが、所見という形にとられず、保護者との対話の中で、生徒の近況をありのままにお伝えする方がいいのではないかとの声も出てきました。
- そのような声と先生方の業務改善の観点も踏まえ、中学校では令和元年度から、小学校では令和5年度より、3学期のみ所見を書く形に変更しました。1、2学期は、保護者との個別懇談の際、児童生徒の学習状況や生活の様子を伝えています。

保護者からの不安の声はありましたか？

校長先生



- 通知表の所見を家庭での親子の振り返りに使用したり、成長の記録として保管したりしたいといった声はありましたが、PTA総会などでいねいな説明を実施するとともに、個別面談の機会をしっかりと確保することで御理解をいただけました。

教育委員会



- 小学校での実施においては、校長会での提案も踏まえ各学校が連携しながら取組を進めたことで、町全体で前向きに取組を進めることができました。

AI採点システムの導入

(兵庫県加東市教育委員会)

AI採点システムを市内の全公立中学校・義務教育学校で導入し、先生が各自手作業で行っていた丸付けや点数の計算をシステム上で処理することで、業務の負担軽減と採点ミスの防止などを同時に実現。

AI採点システムをどのように活用していますか？

先生



- 生徒にはこれまどおり紙で解答してもらい、回収した後スキャンして、データを取り込みます。その後、そのデータをもとにAIを活用し、丸付けと合計点数の計算を行い、最後に先生が確認します。

AI採点システムを導入することの良さは何ですか？

先生



- これまでは、一人ひとり手作業でしていた分の時間の削減につながることはもちろんですが、それ以外にも以下のような点が挙げられます。
 - ✓ 採点ミスの防止
 - ✓ 客観的に生徒の回答を確認でき、別の先生が丸付けをする場合でも、同一の基準で採点が可能
 - ✓ 生徒一人ひとりの点数のデータ集約により、成績管理表への転記が不要

今後の市教育委員会の方向性を教えてください。

教育委員会



- 現場の先生方からは、AI採点システムの導入によって、手作業の3分の2くらいの時間で採点ができることのお声をいただいております。
- 市内の小学校では小規模の学校が多いので、手作業での採点を続けていましたが、現在、加東市では小中一貫校の導入を進めていますので、小学校段階も含めた形でのAI採点システムの導入を検討しています。

多言語翻訳機能を取り入れたWEB連絡システムの導入

もおか
(栃木県真岡市教育委員会)

外国人児童生徒の多い真岡市の4つの小中学校では、保護者への連絡に多言語翻訳機能を取り入れたWEB連絡システムを導入している。導入によって、市内の学校を巡回し日本語教室での指導補助、保護者への連絡の通訳、文書翻訳を担当していた日本語指導助手（支援スタッフ）や教師の負担が軽減された。これまで日本語指導助手が翻訳等に使っていた時間を日本語教室での児童生徒への指導補助に充てることができ、授業の質が向上している。

どうして翻訳システムを導入したのですか？

教育委員会



- 真岡市はもともとポルトガル語やスペイン語を母語とする児童生徒が多く、その保護者への連絡は、日本語指導助手の方に担当してもらっていました。最近では東南アジア、中東アジア、東ヨーロッパなどからも児童生徒が編入してきています。そのため、児童生徒の使用言語が多言語化している傾向にあります。対応として、対象児童生徒の使用言語を翻訳できる方にお手伝いいただくこともありますが、真岡市では人材の常時確保が難しいため、翻訳システムというICTの活用によって対応してみようと思いました。

具体的にはどのように活用しているのですか？

教育委員会



- 保護者に伝えたい連絡事項が、あらかじめシステムに定型文として登録されているので、文章を一から作る必要がなく、選択した定型文に時間、場所などを追加して配信する文章を作ります。その後、文章を配信すると、外国人児童生徒の保護者に対して、事前に登録された言語で配信できるようになっています。
- 外国人児童を含むクラス全体の保護者に対して、一斉に連絡することができるので連絡業務に使っていた時間を短縮することができます。

導入してみて、いかがですか？

教育委員会

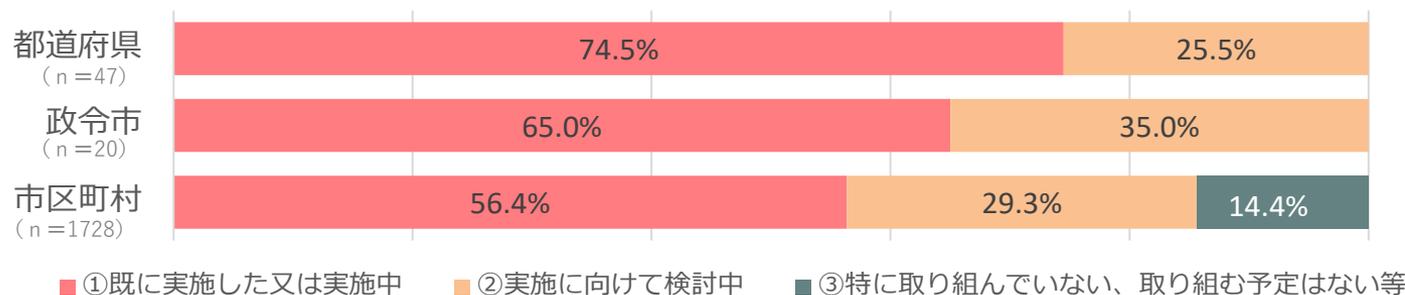


- 導入する前は、多くの連絡を日本語指導助手の方を介して行っていましたが、導入後は担任から直接外国人児童生徒の保護者に連絡できるようになりました。これによって、素早く連絡することができるとともに、日本語指導助手の方が日本語教室での指導補助により専念できるようになりました。また、担任から伝えられた連絡事項を日本語指導助手に伝え、調整を図る日本語教室の担当者の負担も軽減されました。
- 連絡システムに用いられる定型文は事前に専門家が翻訳しているため、安心して保護者に配信することができます。

－授業時数の点検－

授業時数の点検については、都道府県・政令市においてはすべての教育委員会で「既に実施した又は実施中」あるいは「実施に向けて検討中」となっているが、市区町村では、約1割強の教育委員会が「特に取り組んでいない、取り組む予定はない等」の状況となっている。

【問】令和5年度当初において、標準授業時数を大幅に上回って（年間1,086単位時間以上）いる教育課程を編成していた学校は、令和6年度以降の教育課程編成において、見直すことを前提に点検を行い、指導体制に見合った計画とするなど、改善が適切に行われるような指導・助言



教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）～教師の専門性の向上と持続可能な教育環境の構築を目指して～ （令和5年8月28日 中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会）

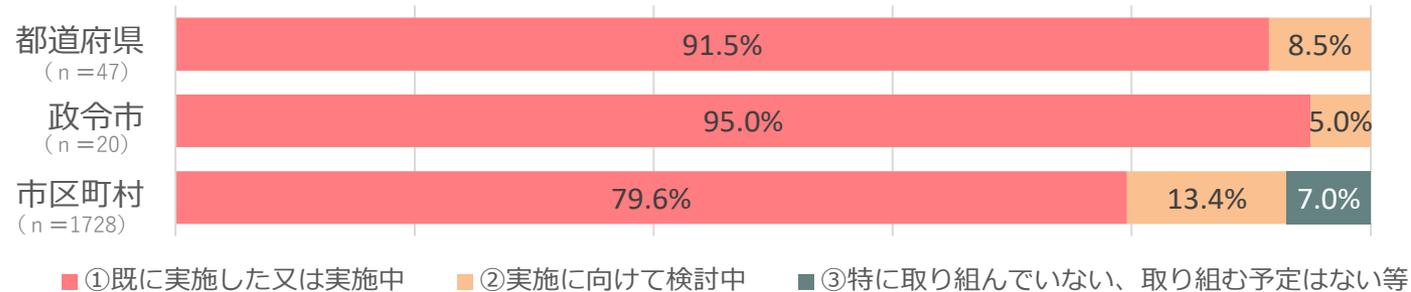
- 全ての学校で、管理職はもちろん、教師一人一人がカリキュラム・マネジメントの充実に努めることが重要であり、標準授業時数を大きく上回って教育課程を編成・実施している学校が一定数存在する状況も踏まえ、以下の観点から、全ての学校において、授業時数について点検した上で、令和6年度以降の教育課程の編成に臨む必要がある。
 - ・児童生徒の学習状況等や教職員の勤務の状況
 - ・当該校における近年の休校や学級閉鎖等の状況
 - ・教育課程の編成・実施における授業時数の配当や運用の工夫12が可能かどうか
 - ・指導体制の見直し・改善が可能かどうか
 なお、上記の観点を踏まえ、可能な学校においては、各学校の実情を踏まえ、令和6年度を待つことなく、今年度途中からであっても改善を進めるべきである。
- 特に、令和5年度当初において標準授業時数を大幅に上回って（年間1,086単位時間以上）いる教育課程を編成していた学校は、令和6年度以降の教育課程編成において、見直すことを前提に点検を行い、指導体制や教育課程の編成の工夫・改善等により、指導体制に見合った計画とする必要がある。当該学校を所管する教育委員会は、学校における教育課程編成の改善が適切に行われるよう指導助言する必要がある。

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/099/mext_01551.html

ー学校行事の精選・重点化ー

学校行事については、全国的に精選・重点化が進められており、都道府県・政令市においてはすべての教育委員会で「既に実施した又は実施中」あるいは「実施に向けて検討中」となっているが、市区町村では、1割弱の教育委員会が「特に取り組んでいない、取り組む予定はない等」の状況となっている。

【問】学校行事について、教育上真に必要とされるものに精選することや、より充実した学校行事にするため行事間の関連や統合を図ることなど、学校行事の精選・重点化、または準備の簡素化、省力化を図るような指導・助言



教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）～教師の専門性の向上と持続可能な教育環境の構築を目指して～
 （令和5年8月28日 中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会）

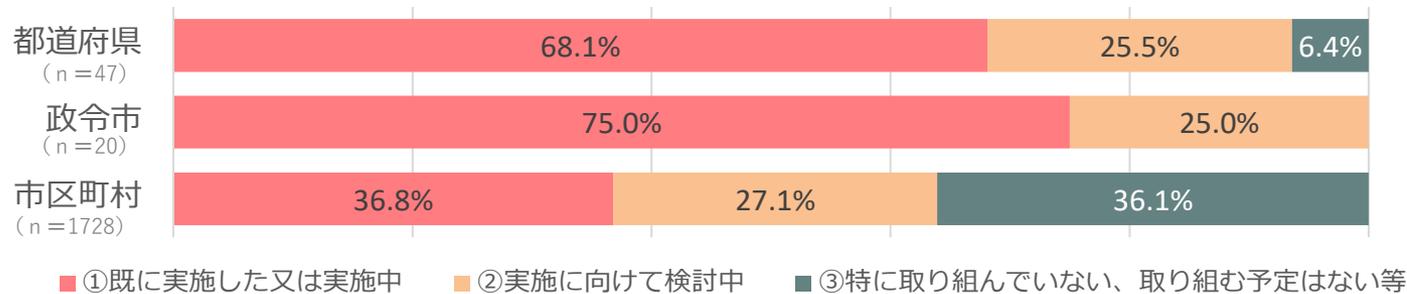
- 学校行事に係る負担の軽減に関しては、運動会での開会式の簡素化や全体行進を省略することで全体での練習時間を減らしたり、入学式・卒業式における慣例的・形式的な要素を見直すことで式典時間を短縮したりする等の取組例もある。
 このため、学校は、これらも参考としつつ、それぞれの学校行事の教育的価値を検討し、学校としての体裁を保つためのものや前例のみにとらわれて慣例的に行っている部分をやめ、教育上真に必要とされるものに精選することや、より充実した学校行事にするため行事間の関連や統合を図ることなど、学校行事の精選・重点化を図る必要がある。
 また、学校行事の事前準備・運営に当たって、教員業務支援員等と連携するマネジメントを徹底することや準備の簡素化、省力化等を進める必要がある。

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/099/mext_01551.html

3 (4) - 学校宛ての調査や通知・事務連絡の把握 -

教育委員会から学校宛ての調査や通知・事務連絡については、都道府県・政令市において発出数を把握している教育委員会が7割前後あるのに対し、市区町村では、4割弱に留まっている。

【問】 教育委員会から学校宛ての調査や通知・事務連絡について、発出している数の把握



教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言） ～教師の専門性の向上と持続可能な教育環境の構築を目指して～
（令和5年8月28日 中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会）

3分類に基づく14の取組の実効性を確保するための各主体の「対応策の例」【別添】

【都道府県教育委員会】

○都道府県教育委員会が独自に教育委員会や学校等を対象に実施する調査の内容の見直しを引き続き強力に推進するとともに、調査数等についても把握・精選

【サービス監督教育委員会（指定都市教育委員会含む）】

○サービス監督教育委員会が独自に学校等を対象に実施する調査の内容の見直しを引き続き強力に推進するとともに、調査数等についても把握・精選

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/099/mext_01551.html

- 88.5% (1,588教育委員会) の教育委員会において、域内すべての小学校・中学校・高等学校¹で客観的な在校等時間²の把握³が適切に行われていることが確認できた。

ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で在校等時間を把握しており、かつ緊急提言等でも指摘されている校外や土日・祝日などに校務として行う業務の時間も把握している教育委員会の割合。



88.5%
(1,588/1,795教育委員会)



都道府県： 100% (47/47教育委員会)
政令市： 100% (20/20教育委員会)
市区町村： 88.0% (1,521/1,728教育委員会)

- 客観的な在校等時間の把握を適切に行われ、働き方改革の促進にしっかりとつながるよう、引き続き丁寧なフォローアップを実施予定。

【未実施・不十分な教育委員会】ICカード、タイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法による在校等時間の把握を開始する予定について、該当するもの

市区町村
(n = 207)

11.1%
23教育委員会

27.1%
56教育委員会

29.5%
61教育委員会

32.4%
67教育委員会

■ ①令和5年以内に準備の上、今年度中に開始する

■ ②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する

■ ③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する

■ ④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する

教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）～教師の専門性の向上と持続可能な教育環境の構築を目指して～（令和5年8月28日 中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会）

(3) 学校における取組状況の「見える化」に向けた基盤づくり

- 服務監督教育委員会及び学校における教師の勤務時間管理について、ICTの活用やタイムカードなどによる客観的な在校等時間の把握は当然の前提とした上で、都道府県、市町村、学校において異なるシステム等が運用されている中、公平な「見える化」に向けた基盤づくりとして、国において、在校等時間の把握方法等を改めて周知・徹底するとともに、その実現に向け各教育委員会等の状況を丁寧に確認する必要がある。教育委員会及び学校は、改めて周知された把握方法に基づき在校等時間の客観的な把握を徹底する必要がある。

「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」（令和5年8月28日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会）を踏まえた取組の徹底等について（令和5年9月8日 文部科学省通知）

また、都道府県・市町村・学校において異なるシステム等が運用されている中、公平な「見える化」の実現に向け、改めて指針や指針に係るQ&A等を確認の上、在校等時間の客観的計測を確実に進めるよう、環境整備を図ること。その際、特に指針において、「校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測すること」とされていることや、指針に係るQ&Aにおいて、土日や祝日などに校務として行う業務の時間も「在校等時間」に含まれるとされていることを踏まえ、現時点で校外や土日・祝日において職務に従事している時間を客観的に計測できていない場合は、Q&A【「在校等時間」の把握等について】問7～14等（別添資料6参照）を参照の上、直ちに対応を図ること。

1. 義務教育学校、中等教育学校を含む

2. 在校等時間：「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に定める「在校等時間」。

3. 「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」においては、「ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測すること」とされている

○学校における働き方改革に係る取組の総合的かつ着実な実施

教師が教師でなければできないことに全力投球できる環境を整備するため、小学校における35人学級の計画的整備や高学年の教科担任制の強化等の**教職員定数の改善**、教員業務支援員の全小・中学校への配置などの**支援スタッフの充実**、校務のデジタル化等の**学校DXの推進**等について、引き続き、**総合的かつ着実に取組を進めます**。

○学校・教師が担ってきた業務に係る役割分担・適正化の推進

「3分類」に係る取組をはじめ、学校・教師が担ってきた業務に係る役割分担・適正化のために必要な取組が都道府県・市区町村において一層積極的に進むよう、**各教育委員会における更なる取組を促します**。

また、令和5年度に引き続き、働き方改革の推進が見込まれる学校に、**民間事業者等の専門的な知見による伴走型の支援を行う**予定です。これにより、**組織運営や意識改革等に係る年間を通じた改善**を図る取組を創出し、成果を客観的に評価した上で、具体的な改善方策等について、全国展開を図ります。

○在校等時間の客観的な把握

緊急提言等を踏まえ、公平な「見える化」に向けた基盤である客観的な在校等時間の把握の現状については、88.5%の教育委員会において、域内すべての小学校・中学校・高等学校で客観的な在校等時間の把握が適切に行われていることが明らかになりましたが、客観的な在校等時間の把握が適切に行われ、働き方改革の促進にしっかりとつながるよう、**引き続き、進捗状況等をフォローアップ**します。

○教師を取り巻く環境整備

引き続き、教育の質の向上に向けて教師を取り巻く環境の整備が重要であり、こうした学校における働き方改革の様々な取組とあわせて、処遇改善、学校の指導・運営体制の充実、教師の育成支援を一体的に進めてまいります。